

身体的拘束適正化のための指針

社会福祉法人小原慶福会

養護老人ホーム清和荘

社会福祉法人小原慶福会養護老人ホーム清和荘

身体的拘束適正化のための指針

1 目的

社会福祉法人小原慶福会養護老人ホーム清和荘（以下、清和荘という）は、関係法令に定められている「サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、入居者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を目的とする。

2 施設内で発生した身体的拘束の報告等及び身体拘束発生時の対応及び対策について

(1) 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示す。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。（鍵の掛かる部屋に閉じ込める）

(2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、できる限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了解を得ておくべきである。もし事前の了解が得られない場合には、できる限り速やかに了解を得るようにする。

ただし、本人またはその家族等の了解が得られたからといって、安易に身体的拘束等を行うことが許されるわけではない。身体的拘束等は、可能な限り身体的拘束等を行わないための努力をし、それでも他に手段がないと考えられる場合のみに行なわなければならない。

(3) 緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は以下の手続きにより行う。

- ① 第一に他の代替策を検討する。
 - ② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過観察の方法について検討を行う。
 - ③ 事前もしくは事後速やかに施設長の判断を仰ぐ。
 - ④ 事前もしくは事後速やかに家族等に連絡する。
 - ⑤ 事前もしくは事後速やかに虐待防止委員会にて緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成する。
 - ⑥ 実施にあたっては、身体拘束・虐待防止マニュアルに基づき、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。
- (4) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3つの要件をすべて満たしているかどうか、厳密に検討しなければならない。
- ・切迫性・・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高い。
 - ・非代替性・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。
 - ・一時性・・身体拘束その他の行動制限が一時的であり、最小限度のものであること。

3 委員会について

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置し、次のことを検討する。

- ① 委員会は、施設長、看護職員、生活相談員、支援員・介護員で構成する。その他、その議題に必要とされる場合総務部の他、給食部職員、訪問介護事業所サービス提供責任者の出席を得ることができる。
- ② 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し。
- ③ 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認をする。
- ④ 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ⑤ 教育研修の企画・実施。
- ⑥ 日常的ケアを見直し、入居者が人間として尊重されたケアが行なわれているか検討する。

4 職員研修について

身体的拘束適正化のための教育・研修会を年2回以上開催する。新規採用時には必ず研修を行う。

5 入居者等に対する当該指針の閲覧について

玄関前の掲示板及びホームページに掲示する。

6 その他身体的拘束適正化の推進の考え方について

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に係わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等を無くしていくよ

う取り組む必要がある。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ② 事故発生時の法的責任問題の会費のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ③ 高齢者は転倒しやすく、転倒すればおおけがになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ④ 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ⑤ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

附則

この指針は、平成31年4月1日より施行する。

この指針は、令和2年10月1日より施行する。(2の(4), 3の①、4)

<参考>

身体拘束がもたらす多くの弊害

【身体的弊害】

- 1 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位のじょく創の発生などの外的弊害をもたらす。
- 2 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。
- 3 車いすに拘束しているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベッド柵のケースでは乗り越えによる転落事故、さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる危険性すらある。
- 4 看護・介護するスタッフも、自らが行うケアに対して誇りをもてなくなり、安易な拘束が士気の低下を招く。

【精神的弊害】

- 1 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵す。
- 2 身体拘束によって、さらに痴呆が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもある。
- 3 家族にも大きな精神的苦痛を与える。
- 4 看護・介護するスタッフも、自らが行うケアに対して誇りをもてなくなり、安易な拘束が士気の低下を招く。

【社会的弊害】

- 1 介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす。
- 2 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させる
- 3 さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも少なからぬ影響をもたらす。

「身体拘束ゼロへの手引き」より